【令和４年６月１日以降版】

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

内閣府 Cabinet Office

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（１世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

※令和３年度非課税世帯もしくは家計急変世帯として既に本給付金が支給された世帯は対象とはなりません。

給付金の支給額

１世帯あたり10万円

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から約30日後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の**「令和４年度住民税均等割が非課税」**の世帯 ※令和3年度対象外の方

令和４年１月以降の収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯(家計急変世帯)

清水町から「確認書」もしくは「申請書」が届きます**（要返送）**

書類に必要事項を記入し、必要な添付書類（「確認書」か「申請書」によって異なります）と一緒に、同封の返信用封筒を利用し、清水町役場 福祉介護課地域福祉係まで返送（郵送提出）してください。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です

申請期間：令和４年７月１日（金）～令和４年10月31日（月）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】清水町福祉介護課地域福祉係

※清水町以外の市町村の申請期間は上記と異なる場合がありますので、事前に提出先にお問い合わせください。

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

Ⅰ　令和４年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和３年12月10日以前から清水町にお住まいの場合

- 基準日(令和４年６月１日)時点で清水町にお住まいで、対象と思われる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた**「確認書」**が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、清水町 福祉介護課 地域福祉係まで、**同封の返信用封筒で郵送にて、提出してください。**

(2) 世帯の中に、令和３年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 基準日(令和４年６月１日)時点で清水町にお住まいで、対象と思われる世帯には、**「申請書」**が届きます。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、清水町 福祉介護課 地域福祉係まで、**同封の返信用封筒で郵送にて、提出してください。**

(3) 世帯の中に、未申告の方がいる場合

- 基準日(令和４年６月１日)時点で清水町にお住まいで、対象と思われる世帯には、**「申請書」**が届きます。
- 事前に清水町税務課（役場２階）にて申告を行った後、申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、清水町福祉介護課地域福祉係（役場１階）に、提出してください。

Ⅱ　新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、清水町福祉介護課地域福祉係にご提出ください。

※１　住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和４年１月以降の任意の１か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（清水町の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

※２　新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00～20:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

〒411-8650　清水町堂庭210番地の１
清水町　福祉介護課　地域福祉係
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口
055-981-8207　受付時間　平日8:30～17:15